

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：アスクあじま保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：高野 美穂	定員（利用人数）：50（44）名	
所在地：愛知県名古屋市北区東味鏡三丁目101番地1		
TEL：052-909-5711		
ホームページ： https://hoiku-kikaku.co.jp/ajima/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 2009年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 アスクこども育成会		
職員数	常勤職員： 8名	非常勤職員 9名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育士・幼稚園教諭 11名	調理員 5名
	栄養士 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 5 調乳室 1 沐浴室 1 調理室 1 ほふく室 1 事務室 1 ホール 1 和室 1 便所 4か所 その他（廊下、収納庫）	滑り台 1 砂場 1 鉄棒 1 ハウス 1 足洗い場 1 自転車置場 1 畑

③理念・基本方針

（運営理念） ・安全・安心を第一に ・いつまでも思い出に残る施設であること ・本当に求められる施設であること ・職員が楽しく働けること （保育理念） ・こどもの「自らのびようとする力」「後のびする力」を育てる保育を ・こどもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」の充実を （保育目標） ・友だちと仲良く意欲的に遊ぶ子、優しさのある子、よい悪いを考えて行動できる子の育成に努める

④施設・事業所の特徴的な取組

<p>(保育園の概況・特徴的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園は庄内川堤の近くにあり、閑静な住宅地の中に位置している。小学校や地下鉄味鏡駅にも近い。一般家庭を思わせる平屋建ての落ち着いた佇まいの保育所は、開設16年目を迎えている。中央の玄関を挟んで保育室が左右に広がり、玄関ホールは絵本コーナーが設えられ椅子に腰かけゆっくりと絵本を読んだり、こどもの様々な作品が飾られアートギャラリーを彷彿させ場となっている。内装やフローリング、テーブルや椅子などの保育用具は、木のぬくもりを感じながら安全で安心して心地よく過ごせる生活にふさわしい場としての環境が整備されている。 ・東京や京都、名古屋地区を含め4か所の姉妹園を有し、こどもの「自らのびようとする力、後のびする力」、「五感で感じる保育」を育む幼児教育の一環として、外国人講師による英語のプログラムや専門講師による体操やリトミックを楽しむ特別プログラムを保育の中に導入している。
<p>(保育サービスの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後57日～就学前児童の保育を実施 <p>開所時間は月曜日～土曜日 7時30分～19時30分 基本保育時間：7時30分から18時30分 延長保育時間：18時30分～19時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未就園児の園開放「たまごの日」の実施（要予約、5組迄） 6月、7月、9月、10、11月、12月、1月、2月 の第2水曜日 10:00～11:00 ・北区内の子育て広場、子育て支援ルームの実施や情報の提供 ・「手ぶらで登園」を目指し、おむつの回収、寝具一式、食事用エプロンやスタイ、口拭きおしぼりの提供

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7年 6月 20日（契約日）～ 令和 8年 3月 25日（評価決定日） 【令和 8年 1月 30日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	3回 （令和 5年度）

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>(マニュアルや手順書、手引きなどの策定及び管理体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として、各種のマニュアルや手順書、手引き書、また、保育の基本的な計画などを策定し、東京、京都、名古屋地区の姉妹園に運営の指標としてデータ配信をしている。保育園では、適切な管理の下に保育サービスや保育園運営に活かしている。 ・法人として情報のセキュリティ強化を図り、データの管理は法人の個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定などに基づき法人が適切に管理をしている。また、必要に応じて各園の管理状況などの点検や指導などを実施している。 <p>(管理者のリーダーシップの発揮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。会議や研修、保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしたり、相談やアドバイスをを行い保育の質の向上に努めている。また、OJTの一環として、法人の保育指導担当者の訪問により、保育の質についての課題などの検討事項を職員へ還元するように努めている。 ・『こどもの「自らのびようとする力」、「後のびする力」を育てる保育』、『こどもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」の充実』を保育理念として、経営や運営、継続的な保育実践を通して、施設長自ら運営管理や保育士の資質、保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力の発揮や実践力の提示をしている。また、「こどもが日々楽しく通えているかどうか」を、保育状況を見極める指標として、その日の保育の内容や保育士のこどもへの向き合い状況などを推し量り、保育の質の向上に向け指導力を発揮している。

(子どもが主体的に活動できる環境の整備)

- ・子どもが主体的に活動できるように、こどもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊ぶ時間が確保され、こどもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士は子ども同士で遊びを進めて行く様子を見守るようにしている。
- ・異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。
- ・園庭の一角に花壇や菜園などがあり、四季の花々や野菜など季節の植物が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れるような環境を整えている。また、芋ほりやたわわに実る柿やミカンのもぎ取り体験をしたり、カブト虫や幼虫などの昆虫や金魚などの飼育、さつま芋や胡瓜などの栽培や収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。
- ・室内用玩具を年間固定とせず、季節や遊びの広がり、興味、発達に沿った玩具を取り出して遊べるように配慮している。また、既製の物だけではなく、保育士手作りの玩具や遊びの展開が広がるような遊び空間を工夫し提供している。
- ・玄関ホールは、絵本コーナーが設えられ椅子に腰かけゆっくりと絵本を読んだり、四季折々のこどもの作品を飾ってアートコーナーとして活用し、こどもや保護者が楽しめる場となっている。
- ・散歩を活動に位置付け、手作りの「お散歩マップ」を確認しながら保育園周辺や公園などの散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、木々の四季の変化を感じ取ったりしている。また、消防署の見学や年賀状を通して郵便局に出かけたりして、身近な社会事象や自然事象に触れる中で地域の人々と積極的に関わられるようにしている。
- ・3・4・5歳児異年齢保育の中で、当番活動や鬼ごっこなどルールある遊び、体操やリトミックなどにおいて、“5歳児らしさ”を発揮している。
- ・5歳児のお泊り保育は、家族から離れて外泊することで自信をつけ自立心を育み、友だちと協力することで協調性を身に付ける機会として実施している。また、電車を利用して科学館に出かけたり、保育祭りなど園児の集いで他保育園児と一緒に歌の披露をするなどの体験活動を通して、公共交通機関の利用や公共の場での交流など5歳児ならではの活動の展開をしている。

(食事をおいしく楽しむことができるような環境の工夫)

- ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら楽しい食体験を積み重ね豊かな人を育てることを願い、食事に関する事項を食育計画に位置づけ、こどもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。
- ・さつま芋や胡瓜などの野菜をこどもと一緒に栽培し、収穫体験を通して感触や匂いを感じ取ったりして食材に楽しんで触れる環境を整えている。また、年齢の低いこどもでもできるキャベツの葉のちぎり、おにぎりや飾りつけ、トッピングなど一人でもできるクッキング体験、栄養士と一緒にクッキーやピザ作りなどを取り入れたり、「食育の日」には出汁の味比べや防災食の試食も行い、食育推進活動を積極的に取り組んでいる。
- ・給食は自園でつくり、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。
- ・保育室や間仕切りを開放して異年齢で食事ができるように食事環境を整え楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。
- ・発育期にあるこどもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した保育園の献立を作成し、それに基づいた食事を提供している。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、こどもがおいしく安心して食べることができるようにしている。おやつは、毎日手作りおやつを提供している。アレルギー対応の除去食の他に、ハラル食の対応も可能としている。
- ・保護者に献立表や保育園独自の給食だよりを配布したり、食事内容が分かるように食事のサンプルを展示したりして、栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、家庭では食卓に乗りにくい献立や発育期に食べてほしい献立、こどもに人気がある献立などのレシピの提供もしている。食材や食に関する絵本などの展示や献立表とは別に給食だよりを発行したりして、こどもの食事に対して家庭への啓蒙に心がけている。
- ・衛生管理や食中毒等の発生時の対応マニュアル「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理が適切に実施されている。
- ・調理員がクラスを巡回し、嗜好や食べる量、残食などを把握し、食事内容や調理の工夫に反映させるようにしている。また、職員会議で話し合う機会もある。

◇改善を求められる点

(中期計画及び単年度計画の策定)

・法人や保育園の安定経営及び、保育の質の向上、人材の育成の実現を目指し、本部において保育の目標や展望、人材育成(若い職員)と研修、園内研修の見直し、利用者に求められる保育サービスの充実、地域交流と掲示板の活用など保育の運用を主軸にしたアスクあじま保育園の中・長期計画を策定しているが、計画を実現するための財務面での裏付けは明示されていない。

・運営目標の実現のために、施設環境や設備、経営環境などの把握や分析等を踏まえ、財務面での裏付けを考慮した中期計画の策定をし、運用していくことを期待したい。また、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けることでの学びが毎回ありますが、特に今回は前回の改善を行ったことで今は日常になって継続できていることが確認できました。

他に個人的には、職員共有が不十分なところがあるなど反省がありました。特に保育園の理念・方針・計画などの共有など、職員間で心掛けていきたいと思います。そのためには、資料の配布に合わせて、折に触れてミーティング・会議にてみんなで考えていく、またはおたよりを活用していこうと思います。

園のアンケート以外で保護者の方のご意見が確認出来たので、その内容については今後参考にしたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-（1）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・ 子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等を反映した法人としての運営理念を基に、アスクあじま保育園としての保育理念を重要事項説明書や保育の全体的な計画に明記をしている。 ・ 職員には、理念や基本方針などを含め運営や保育に関する事項を入職時や会議、研修の折に周知や確認を図るように努めている。また、新年度会議で唱和をしたり、毎日のミーティングで確認をするようにしている。 ・ 保護者には、保育園見学や入園式で、重要事項説明書に基づいて説明をしている。必要に応じて、懇談会や行事などの折に口頭で説明したり、園だよりや連絡文書などに記載し周知を促すようにしている。また、ホームページに登載したり、区役所や支所に入園案内のパンフレットを設置したり、玄関ホールに掲示をして広域的な周知を図るようにしている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-（1）-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ Ⓑ ・ c
＜コメント＞ ・ 本部において当該園の全体的な動向を把握し、運営方針や状況の確認や比較検討などを行い、当該園の経営に反映をさせるようにしている。また、区の幼保小連絡会、園長会議で地域の特徴や動向、入所状況や推移、保育のコストバランスなどの情報を把握して、当該園の今後の方向性を検討するように努めている。 ・ 定期的な本部の訪問を受け、情報の伝達や確認、点検などを受け、経営環境の変化、人材の育成等に対応できるようにしている。			
I-2-（1）-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ Ⓑ ・ c
＜コメント＞ ・ 当該園の経営上の分析等を行う担当として施設長が位置づけられ、運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて現状を分析し、本部と協議しながら運営に反映させるように努めている。 ・ 施設長や主任保育士、保育士、栄養士、調理師と共に保護者の意見も踏まえながら、運営状況に照らし合わせ保育の内容や保育の環境の整備、人材育成、保護者対応などについて現状を分析し、今までに築き上げた保育の継続を進めている。また、職員の確保や施設設備の改修、エアコンなどの更新などは、本部と協議の上、運営に反映させるように努めている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人や保育園の安定経営及び、保育の質の向上、人材の育成の実現を目指し、本部において保育の目標や展望、人材育成（若い職員）と研修、園内研修の見直し、利用者に求められる保育サービスの充実、地域交流と掲示板の活用を主軸にしたアスクあじま保育園の中・長期期計画を策定しているが、計画を実現するための財務面での裏付けは明示されていない。 ・運営目標の実現のために、経営環境の把握や分析等を踏まえ、財務面での裏付けを考慮した中期計画の策定を期待したい。また、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。 				
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の安定した運営の実現、安心できるより良いサービスの提供の実現を目指す法人としての単年度事業計画及び東京、京都、名古屋（あじま・東谷）姉妹園の単年度事業計画を策定している。 ・法人の中・長期計画及び単年度事業計画を基に、アスクあじま保育園単年度事業計画を策定しているが、法人、姉妹園共に収支の裏付けに対応する項目は明記していない。 ・単年度事業計画の具体的項目や内容を実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り単年度事業計画に活かしていくことを望みたい。 				
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画の具体的目標に対して、年度ごとに具体的な項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画を策定している。職員には、単年度事業計画を書面で回覧をしている。 ・保育計画や行事計画などの計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。また、保護者の意見を聞いたり、保護者対象のアンケートを実施し、意見などを反映するようにしている。保育の実施状況の評価や見直しについては、保育実施後や行事ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、実施報告として明示して次年度の計画に反映させるようにしている。 ・事業報告は年度末に項目ごとに振り返りや実施状況の評価を明記し、次年度への反映と共に、中・長期計画の妥当性や有効性を見直しに繋がるような計画としていくようにしている。また、4姉妹園の情報も記載されているので、他園の情報等の比較などができ参考になる。 				
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の特色や基本方針、事業内容、健康や安全などを詳細に明記した「重要事項説明書」を用いて入園説明会で説明をしている。 ・法人の単年度事業計画はファイリングして玄関に設置したり、保育園の事業計画は掲示をして自由に閲覧できる環境を整えている。また、必要に応じて園だよりなどに明記し周知を図るようしたり、コードモンなどアプリケーションソフトで共有できる環境を整えている。 				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の自己評価や人事考課、人権擁護チェックリストなどで評価を実施し、保育の資質向上や人材育成、処遇改善などを図るようにしている。 ・保育内容や日々の保育については、月・週案などの計画作成、計画の実施、評価、見直しなどPDCAサイクルを継続的に実施することにより、保育の質の向上に向けての改善を図るようにしている。 ・定期的に愛知県福祉サービス第三者評価を受審する体制が整っており、第三者評価の受審は昨年度に引き続き今年度3回目である。自己評価を行う際には評価の視点や言葉の定義、趣旨などの共通理解を図り、自己評価を実施している。 ・保護者からは行事ごとにアンケートを実施し、評価を基に会議で改善に向けて検討し、職員間で共有化を図るようにしている。 			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の自己評価は法人で管理し、人事考課や人権擁護チェックリストなどは、保育の資質向上や保育サービスについてチェック項目に基づいて自己評価を行い、年2回振り返る機会として施設長との面談を実施し、保育の向上や人材育成に繋げている。 ・第三者評価結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。 ・保護者からのアンケート結果は、保護者に伝えている。 ・評価結果内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を文書化して保育に反映することを期待したい。 			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	⑨	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について年度当初の会議において口頭で表明している。また、年度当初や会議、研修などでも表明をしたり、職務分担表に基づいて会議等で体系的に表明をしている。 ・保護者には、コドモンを通して保育園の運営に関する考え方を配信している。 ・平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長不在時の権限委任等については、法人の「組織・職務分担・細則」に明文化され、それに基づいて業務活動が効率的に行われるようにしている。 			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	⑥ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら研修に参加したり最新情報を入手したりして、その内容を職員に提供している。重要性や緊急性に応じて、資料に基づき安全会議や日々のミーティングで周知を図るようにしている。また、法人のコンプライアンスを含む運営規定や諸規定、社会福祉関係法令などを整備しいつでも職員が閲覧できるような環境を整えている。 			

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念や基本方針に照らし合わせ、保育士への研修や指導力の向上に向け、日々の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。会議や研修、保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行うようにしたり、相談やアドバイスをを行い保育の質の向上に努めている。また、OJTの一環として、法人の保育指導担当者の訪問により、保育の質についての課題などの検討事項を職員へ還元するように努めている。 ・ 『こどもの「自らのびようとする力」、「後のびする力」を育てる保育』、『こどもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」の充実』を保育理念として、経営や運営、継続的な保育実践を通して、施設長自ら運営管理や保育士の資質、保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力の発揮や実践力の提示をしている。また、「こどもが日々楽しく通えているかどうか」を、保育状況を見極める指標として、その日の保育の内容や保育士のこどもへの向き合い状況などを推し量り、保育の質の向上に向け指導力を発揮している。 		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を法人と共有し、改善に向け努力を重ねている。 ・ 基本方針や保育の実現に向けた適正な人員配置、休憩時間の確保や有給休暇の消化、コドモンやiPadの導入による保育事務の見直しや保育業務の単純化、若い職員の園内自主研修のサポート、作業の確認や保育士の得意分野や技能を活用した保育の環境準備などを取り入れ、保育の力量やモチベーションの高揚などの実効性を高めるようにし、理念に沿った運営の実現や働きやすい職場環境を目指して、職員の意見を取り入れながら指導力を発揮している。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の基準に準じ、法人の方針に基づいた必要な人材や人員体制を整え、保育園の具体的なプランに基づく人事管理が実施されている。 ・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となるように努めている。 		

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の就業規則に基づく、採用、配置、異動、昇進や昇格、報酬や福利厚生などの処遇、人材育成、キャリアパスなどの「トータル人事マネジメント」について周知し運用されている。また、保育の資質向上や保育サービスについて査定シートに基づいて自己評価を行い、年3回振り返る機会として理事長や施設長との面談を実施し、「期待する保育士像」を明示し保育の向上や処遇などに繋げている。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、生理休暇、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。「お休み希望ノート」を準備し、職員が希望休暇や休憩を確保しやすい環境を整えている。福利厚生や健康診断、人間ドック、予防接種、産業医による健康上の相談窓口の設置等の健康維持の推進事業が確保されて利用している。また、労働災害防止策やセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの防止策と対応策の取り組みがある。 ・ 職員の就業状況や意向、意見等について、施設長は個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。また、毎年ストレスチェックを実施したり、日々の業務の中で職員の状況を把握し相談などを行っている。サポートを必要とする職員に対して、保育カウンセリングやメンタルヘルス相談を受けられる仕組みがあることを周知している。 ・ 業務の見直しや働きやすい職場環境、子育て世代が働き続けられる環境などを考慮しながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長は、自己評価の振り返りの機会として年3回実施している面談で、「期待する職員像」を口頭で説明し、目標管理シートを用いて職員一人ひとりの目標管理に努め、意識やモチベーションを高め、個々の職員の資質向上や人材育成に繋げるようにしている。また、職員の得意性を活かし、苦手な面へのチャレンジができるように研修に繋げ人材の育成に取り組んでいる。 		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人や市の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。 ・ 半期に1度、職員が個人別年間計画を立て、計画に基づいてアーカイブで参加申し込みをしている。 ・ 法人として、赤十字幼児安全法の研修を推奨している。 ・ 今年度、保育士の資質や保育力を高め、こどもの理解を深めるための園内研究は取り組んではいない。 ・ 保育理念の実現に向け、園内研究の取り組みや園内公開保育などを実施し、保育の質や保育士の力量などの向上に繋げていくことを願いたい。 		

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や栄養士等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修の機会を確保している。 ・ 外部研修の情報提供と共に職員の経験や習熟度に配慮した研修の推奨や参加の要請などをして研修の機会を確保し、研修には積極的な参加を勧めている。また、職員が半期ごとに研修計画を作成し、リモートや動画による研修に積極的に参加できる環境を整えている。 ・ 研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容に反映させている。また、受講後、「振り返りシート」を用いて、3か月ごとに研修の達成や成果を明確に把握し、保育実践に繋げるようにしている。 ・ 研修達成や研修成果を明確に把握できるように、施設長によるコメントの記載や達成度、習熟度等を明示した報告書の作成を期待したい。 		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、法人のマニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをするようにしている。また、保育所として実習計画を作成し、職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行うようにしている。保護者には、園のたよりや掲示等で理解を求めるようにしている。 ・ 実習生の意向を聞き、受入担当者を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行うように準備をしている。 ・ 今年度の受け入れはないが、実習体制を整えば全て受け入れるようにしている。来年度は、養成校から5名の実習を受け入れる予定としている。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや入園案内、重要事項説明書、園だよりや掲示板、コドモン等で保育所の理念や基本方針、保育内容や行事計画、保育の様子などが公開されている。また、保育所で行っている活動状況や活動報告などをコドモンや印刷物でも情報を提供している。決算状況は、ホームページに登載している。 ・ 苦情・相談の体制について、ホームページや重要事項説明書、入園の案内、掲示板などで保護者や地域に公表している。 ・ 第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。 ・ 保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、より一層保育所の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。 		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務、経理、取引等のルールや職務分担と権限・責任を明確にし、職員に周知をして、公正かつ透明性の高い適正な経営や運営が行われるようにしている。 ・ 市の監査室による監査を受けており、改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の事業内容等についての監査も実施されている。 ・ 財務については法人で管理し、適切な監査を実施している。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	①	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを保育の全体的計画の中に位置づけている。 ・ 手作りの「お散歩マップ」を基に公園での遊びや散策、年賀葉書を介して郵便局の見学、近隣の高齢者施設との遊びや歌の披露、学童保育の訪問による昔遊びの伝承などの交流を続けている。また、保育園のお祭りに近所の方を招待したり、保育園の柿やミカンのお裾分けをするなど近所との交流をしている。 ・ 消防署見学や公共交通機関を利用したプラネタリウム見学など5歳児ならではの活動も実施している。また、散歩を通して小学校の校庭で遊ぶ機会や就学児健康診断時の体験入学などの機会を設けている。 ・ 地域の町内会や小学校との幼保小懇談会など地域との情報交換をする機会には、出席の要請があれば応じる予定としている。 			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	② · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人として、ボランティアの受け入れマニュアルや誓約書を整備している。受け入れの際は、事前のオリエンテーションでこどもとの関わり方や安全配慮などについて説明をして受入体制を整え、職員には、職員会議で受け入れの意義や注意事項の確認をするようにしている。 ・ 環境の日には環境サポーターによる自然物を使った遊びの提供、老人福祉施設職員によるサンタクロースや鬼の代役などのボランティアを受け入れている。 ・ 受け入れの際には、トラブルや事故を回避するためにボランティア活動確認書などで活動状況を記録しておくことを願いたい。 			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	① · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園を中心とした区役所担当課、地域子育て支援センター、社会福祉協議会、保健センター、医療機関、児童相談所や発達支援施設、主任児童委員、小学校、保育園や幼稚園等のネットワーク体制ができており、必要に応じて相談や報告、情報交換などをして連携を図るようにしている。 ・ 保護者には一時保育や休日保育、病児保育、ファミリーサポートや療育センター、休日診療等の情報や資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供するようにしている。 ・ 職員には、会議などで説明したり、関連図などを作成して職員間の情報共有を図っている。 			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	① · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長会の出席や区役所との定期的な相談などで、地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。また、保育所の専門性や特性を活かした相談事業を通して、地域の子育ての支援を行うように努めている。 ・ 未就園児や保護者を対象とした相談窓口として、区内の子育て広場や子育て支援ルームに職員が参加し、遊びの紹介や子育ての相談などを行っている。 ・ 地域との情報収集のための、関係諸機関や団体、民生委員や児童委員、地区の各種団体などの情報収集する会合や会議、交流は難しい中ではあるが、機会があれば地域の具体的な福祉ニーズの把握につとめ、子育て支援に関する相談事業や講演会、出前保育などの事業に繋げていくことを期待したい。 			

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所希望時の保育園見学や電話、来所での相談事業を通して子育てや入所、保育園生活などについて専門的な知識やノウハウなどを積極的に還元している。 ・子育て支援事業として未就園児の親子が遊べる場の提供として、毎月第2水曜日当該園において「たまごの日」を開催し、遊びの提供や育児などの相談も受けている。また、区内の子育て広場や子育て支援ルームの照会も行っている。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針に、こどもを尊重した保育の実施方法が明示され、施設長会議や職員会議などで共通理解を図るようにしている。また、こどもの人権に配慮し、こども一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。 ・こどもの人権、文化や食文化の違い、言語文化、尊重する心、性差への固定概念などについて共通理解を持つように努めている。 ・保護者には、入園説明会や個人懇談などで具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。 ・こどものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。 ・「児童憲章」「児童福祉法」「全国保育士会倫理綱領」「人権保育指針」などで共通理解を深めたり、人権擁護にかかわるセルフチェックリストを用いて職員の自己評価を実施したりして、より一層の共通理解を深め保育の取り組みをしている。 		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、マニュアルを策定し、プライバシー保護方針に基づいて、会議等で共通理解を図り、排泄や着替えなど保育場面で個々のプライバシーや宗教、食事、水遊びなどに配慮した保育に心がけている。また、職員には、人権セルフチェックリストを配布し、人権擁護やプライバシーに配慮した保育をするように努めている。 ・こどもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項に関するマニュアルの見直しを図り、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園の案内、重要事項説明書や園だよりなどでサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、保育園の見学希望の受け入れや電話等の対応もしている。 ・入園の案内を、地域の公民館や児童館などに置き、広域に情報を提供していくことを期待したい。 		

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・ 園見学や入園説明会において、重要事項説明書に基づいて丁寧に説明し同意を得、書面で残している。また、内容の変更時には、アプリで配信をしたり、保護者等に資料を配布しわかりやすく説明をしたうえで同意を得ている。配慮を要する保護者への説明については課題としている。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭関係の変化やこどもの状態の変化などで、保育所等の変更を行う場合、こどもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとに引継ぎや申し送りをしている。 ・ 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報等を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・ 保育所利用の終了後も、こどもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、口頭だけではなく書面でも伝える環境を用意したり運動会など保育園行事に卒園児や退園児を招待したりして、保育の継続性を確保している。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の出欠や健康状態、保育の状況や連絡事項などをタブレットで確認している。また、登降を通して保護者の話を聞くように努め、意向を把握するようにしている。 ・ 保育の行事や保護者総会、個人懇談の折に保護者から直接意向や要望を聴くようにしている。意見箱を常設したり、行事ごとにアンケート実施して分析し、結果を公表したり、次年度の保育に反映させるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。 ・ 得られた意向や要望等は、職員会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・ こどもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、こどもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の体制が確立され、苦情解決の体制はホームページや重要事項説明書に明記し、仕組みについて園見学や入園説明会などで説明をしている。 ・ 保護者への周知と理解の促進のために、苦情解決の仕組みを玄関に掲示したり意見箱を常設し、自由に意見や相談ができるような環境を整えている。 ・ 苦情や相談が生じたときはクレーム受付シートに記録し、苦情意見対応手順に基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、施設長や主任保育士、栄養士など専門性の高い複数の相談相手や相談方法があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。登降園時には挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、直接話しにくいことなどはアンケートやコドモン、連絡ノートなどを活用したり、相談者のプライバシーを配慮して空いている保育室などで相談を受けている。相談内容は面談記録に記載し、内容によっては職員間で共通理解をしている。 		

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションや連絡ノート、コドモンアンケートによる平易な意見や相談などは面談記録に記載し、速やかに対応をしている。 ・ 寄せられた意見や提案は適宜、その場で話し合い相互理解に努めたり、職員間で話し合い迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。状況により法人と共同して説明する仕組みが整えられている。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人としてリスク管理やコンプライアンス規定、BCP事業継続計画などを策定し、それに下づいて非常事態に備えている。また、法人のマニュアルに沿って緊急時の対応や事故対応時の行動が規定され、非常時の保育運用として実践している。重要事項説明書にも明記している。 ・ 事故発生時の対応や不審者対応などについてのマニュアルや訓練計画等を策定し、会議で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。こどもの安全確保に関する担当者を設置し、職員会議などで安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・ 不審者対応についてはマニュアルを基に会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い、園児の安全確保を心がけている。 ・ こどもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検、ヒヤリハットやアクシデントレポートを基に、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。ヒヤリハットと軽微な事故の記録内容が混在した記録となっている。 ・ 施設や保育室、遊具や園庭等の安全やこどもを取り巻く環境による事故防止について安全チェックリストを用いて点検をし、会議で共通理解を図り職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。 ・ 遊具や備品の安全性の確保に向け、鉄棒や滑り台など年2回専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 ・ 安全指導計画に基づいて散歩における安全確保を図るために、職員間で散歩の在り方やルートなどを再検討し、散歩における注意事項などを再確認している。 ・ こどもには、視聴覚教材や散歩、地域や保育園全体の危険個所などを知らせたり、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。 ・ ヒヤリハットは、事故には至らなかったものの危険を感じた出来事（未遂事故）を指しており、軽微な怪我や事故と区別をして記録し、再発防止に役立てるためのものであることを再認識して記録することを望みたい。また、報告書の書式を考案し、明確に記録していくことを願いたい。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理マニュアルや健康管理マニュアルなど法人のマニュアルが整備され、それに基づいて保健衛生、病気の予防と対応など適切に実施している。 ・ 保健衛生や感染症などについて衛生確認会議を実施したりSIDS、嘔吐処理、心肺蘇生などのシミュレーションなどを実施している。また、嘔吐対応用品を各保育室に備え、適切な対応により二次感染を防ぐようにしている。 ・ 保護者には、感染症などの発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などを文書配布や文書の掲示、登降園時に口頭で周知している。また、コドモンで配信をしている。 ・ 感染症対策として、消毒や換気、空気清浄機や加湿器などを整え対応に心がけている。また、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応について情報を収集し、周知徹底を図っている。 		

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の災害時対応マニュアルが整備され、それに基づいて地震や火災、水害対応訓練や災害時におけるこどもの引き取り訓練などを実施している。また、保護者の協力を得て、有事における緊急連絡や引き取りなどの一斉配信体制も整備されている。災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、災害時伝言ダイヤルやきずなネットの登録をしている。 ・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。保護者の協力を得て、小学校の引き取り訓練時に合せ、保護者が引き取り可能な時間帯にこどもを引き取りに来られるような避難訓練を実施し、災害に対する安全確保について認識を深める機会を持つようにしている。 ・ 災害発生時、保護者の帰宅困難の対応等に備え、水や災害用非常食、ミルク、おむつ、充電器、防寒・防火シートなどの備蓄を整備し、リスト管理をしている。また、「防災の日」の食育活動として防災食の実食をし、災害時の話を聞く中で、災害時に関する学びの機会に繋げるようにしている。 ・ 地域との連携や協力体制については、地域の老人保健施設と協議し、避難場所としての協力体制が整えられている。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の全体的計画を初め各種の実施方法の中に、保育場面について大切にしたいことや実施方法、配慮事項などの、保育の標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた計画に沿って個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。実施方法は職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に会議などの検討会で行われている。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画や各指導計画、標準的な実施方法は定期的にもた、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・ 標準的な実施方法は、保護者の意向を把握し意見や提案を反映していくように努めている。 ・ 計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、こどもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、こどもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して、保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や特別支援を要するこどもについては、個別の指導計画を策定している。 		

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園説明会などで説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日また、クラスごと或は、年齢別に評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、こどもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 記録内容や書き方に差異が生じないように、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ こども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。 		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもに関する記録の管理について、法人の個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をし、周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。 ・ 文書管理規定に基づき、施設長管理の下、個人情報を含む書類やパソコン、タブレットなどは鍵付きの書庫で保管とし、適切な管理の下に実施している。 		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、法人としての保育の全体計画が作成され、それに基づいて地域や家庭の状況、保育所の特性を加味したアスクあじま保育園の全体的な計画が作成されている。全体的な計画は、入所する全てのこどもを対象とし、発達過程を踏まえ、こどもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。 ・ 保育の全体的な計画を受けて、こどもの遊びや生活を通して、『友達と仲良く意欲的に遊ぶ子、優しさのある子、よい悪いを考えて行動できる子』を目指して、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。 		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設し、16年目を迎えた保育所であるが、内装や床、トイレや水回り、テーブルや椅子などの保育用具は、木のぬくもりを感じながら安全で安心して心地よく過ごせる環境となっている。室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し、明るく清潔に過ごせるように工夫がされている。また、遊具や玩具なども安心して使えるように安全への配慮がされている。 ・保育室環境は整理整頓が行き届き、玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保されている。また、3・4・5歳児の生活環境は可動式間仕切りを移動させると遊戯室の機能も兼ね備えた広いワンフロアとなり、リトミックや運動遊び、様々な行事などを展開したり、環境を整えて食事ができる場ともなっている。 ・金魚などの生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。四季の移ろいを感じ取れる桜や柿、ミカンの樹、プラタナスなどが保育園のフェンスに沿って植えられている。 ・食事時には保育室の整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・子どもにとって冒険心をくすぐる築山風のこんもりとした土手が広がる裾に沿ってこじんまりとした園庭があり、砂場や手・足洗い場が設置されている。園庭は、安全や清潔を確保し安全に遊べるような環境を整え、子どもの年齢や発達、興味などを考慮して可動式の鉄棒やプール、ドッチボールやスコップ、バケツ、築山を滑り降りるためのマットなどの戸外用の玩具や用具などを遊びの状態や時季を見ながら整えるようにしている。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・清潔な環境を保つため、保育環境の消毒を徹底して実施している。また、夏季にはUVネット、グリーンカーテンなどを設置し暑さをしのいで過ごせるようにしている。 		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを受容していくために、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの子どもの発達などから生じる子どもの個人差を十分に把握し、職員会議や年齢別話し合いなどで職員間の共通理解を深めるようにしている。また、指導計画、個別記録、個別の保育支援計画などに一人ひとりの子どもを受容するための援助内容を記載している。 ・保育の見通しをもち、子どもの気持ちを汲み取り、子どもの思いにそって関わるようにしている。せかしたり、制止させる言葉を不用意に使用せず、ゆとりを持って保育していけるように心掛けている。 ・子どもを受容することなどについて、園内研修で確認したり、人権擁護のための「セルフチェックリスト」などを用いて自己チェックをし、振り返りをするように努めている。 		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるように援助をしている。 ・子どもが自発的にやりたいと思えるような言葉掛けや写真、文字、絵など視覚的な表示をして環境を整え、自分で出来た達成感を味わえるように援助をしながら基本的な生活習慣が身に付くようにしている。 		

A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが主体的に活動できるように、こどもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、こどもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士はこども同士で遊びを進めて行く様子を見守るようにしている。 ・ 異年齢年間指導計画は作成していないが、遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図して異年齢で交流する機会を作り、生活や遊びの中で人との関わりを大切にする取り組みをしている。 ・ 園庭の一角に花壇や菜園などがあり、四季の花々や野菜など季節の植物が植えられ、居ながらにして四季の変化を感じ取れるような環境を整えている。また、芋ほりやたわわに実る柿やミカンのもぎ取り体験をしたり、カブト虫や幼虫などの昆虫や金魚などの飼育、さつま芋や胡瓜などの栽培や収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・ 室内用玩具を年間固定とせず、季節や遊びの広がり、興味、発達に沿った玩具を取り出して遊べるように配慮している。また、既製の物だけではなく、保育士手作りの玩具や遊びの展開が広がるような遊び空間を工夫し提供している。 ・ 玄関ホールは、絵本コーナーが設えられ椅子に腰かけゆっくりと絵本を読んだり、四季折々のこどもの作品を飾ってアートコーナーとして活用し、こどもや保護者が楽しめる場となっている。 ・ 散歩を活動に位置付け、手作りの「お散歩マップ」を確認しながら保育園周辺や公園などの散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、木々の四季の変化を感じ取ったりしている。また、消防署の見学や年賀状を通して郵便局に出かけたりして、身近な社会事象や自然事象に触れる中で地域の人々と積極的に関わられるようにしている。 ・ 3・4・5歳児異年齢保育の中で、当番活動や鬼ごっこなどルールある遊び、体操やリトミックなどにおいて、“5歳児らしさ”を発揮している。 ・ 5歳児のお泊り保育は、家族から離れて外泊することで自信をつけ自立心を育み、友だちと協力することで協調性を身に付ける機会として実施している。また、電車を利用して科学館に出かけたり、保育祭りなど園児の集いで他保育園児と一緒に歌の披露をするなどの体験活動を通して、公共交通機関の利用や公共の場での交流など5歳児ならではの活動の展開をしている。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの月齢に応じたクラス編成をし、それぞれの生活空間を遊び・生活に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。こどもの発達や遊びの内容に応じて、1歳児と生活や遊びを共にし、発達を促すようにしている。 ・ 降園から登園まで家庭で過ごした状況や睡眠、起床、朝食の摂取などを十分に把握し、その子に応じた保育が提供できるよう24時間を視野に入れた保育に心がけている。 ・ 安全や清潔に配慮し、こどもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、こどもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、5分間隔で実施している。 ・ こどもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたり、語り掛けたりスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳児、2歳児は年齢に応じたクラス編成をし、それぞれのこどもの月齢や年齢に応じた環境を整えて、生活や遊びを意図的に取り入れ、無理なく生活や遊びが展開できるように配慮している。 ・こどもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、こどもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。また、こどもの興味に応じた遊びを心行くまでできる環境を整えている。 ・1・2歳児のこどもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、こどもが自分でしようとする気持ちを尊重してこどもに関わるようにしている。 ・こどもの自己主張や自我の育ちを支え、こどもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるようにこどもの状況を観ながら関わるようにしている。 ・こどもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、ペン、粘土など安全に配慮した素材が用意され発達や遊びに応じて対応している。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。また、歌ったり表現遊びなど自由に表現する遊びを楽しめるようにしている。 ・戸外遊びや園周辺散歩を積極的に取り入れ、自然事象との関わりを持てるようにしている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室は安全で清潔な環境を整え、自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。3・4・5歳児それぞれの年齢で生活や遊びをしているが、保育内容や目的に応じて異年齢での活動や遊びも展開されている。 ・3・4・5歳児の保育室の可動間仕切りを開くと遊戯室を兼ね備えた広いワンフロアとなり、様々な遊びや行事などが展開できるようになっている。 ・年齢の発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながらこどもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように保育計画に位置付けそれに基づいて、ルールのある遊びや栽培活動、食育活動や当番活動など集団を意識しての保育を展開している。 ・外国人講師による英語教室や専任スタッフによる体操やリトミックなどの特別保育プログラムも段階的、計画的に取り入れこどもの楽しみに繋げている。 ・異年齢との生活や遊びでのかかわりを通して、年長児としての意識を持ち、年下のこどもへモデリングを示したり、愛しみの気持ちで遊ぶ姿をみせている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる子や特別支援を要するこどもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、こどもの状況に応じた保育をしている。また、専門機関とのケース検討会や巡回相談の機会を通して保育内容や方法を検討している。 ・保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、こどもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、心理士巡回指導などの紹介もしている。 ・療育手帳や診断名のあるこどもについては、個別指導計画に基づいて保育を行っている。また、こどもの状態に応じて落ち着ける環境を整えたり、スケジュール板を利用して手順の確認ができるようにしている。 ・気になる子や特別支援を要するこどもが、クラスの他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、そのこどもの生活や遊びをクラス指導計画の中に位置づけ、クラス指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容となっている。 		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる保育を利用しているこどもの発達や年齢、興味関心に応じた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。こどもの状況について、職員間の引継を文書などで明確に行い、こども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。また、保護者とは登園から降園までの引継ぎが一貫して行われるように、登降園点呼表や連絡引継ぎ表を活用している。状況に応じて直接担当が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 ・こどもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、こどもが安心して心地よく過ごせるようにしている。水分補給やクッキー、煎餅などの捕食を提供し、家庭での夕食の内容や量などに影響をおよぼさないように配慮している。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養い、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや年齢別保育や異年齢保育を通して行っている。 ・小学校と連携を図り、幼保連絡懇談会など小学校との意見交換や交流の場には積極的に参加し、得た情報を基に保育の場面で活かし、就学を見通した保育に心がけている。また、こども達は散歩を通して小学校見学に出かけたり、就学児健康診断時に学校の様子を知る機会もある。 ・入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に届けている。また、必要に応じてこどもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努めている。 ・保護者には、懇談会で就学先の学校情報提供をしたり、個別支援を必要とされるこどもの保護者には、小学校教育アドバイザーへ連絡を促したりして、小学校以降の生活を見通せるようにしている。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健に関する法人のマニュアルに基づいてこども一人ひとりの健康状態に応じて対処している。また、保護者には、入園説明会でこどもの健康等に関する方針や取り組みについて伝え、こどもの健康管理については、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況、平均体温等について保護者からの情報を得て管理し、対応への配慮を行っている。登園受け入れ時間、視診や検温、午睡時のチェックの実施や健康状態、降園時間などをコドモンで共有し、確認をしている。また、日々の怪我や体調不良、感染症等についてはアクシデントレポートに記録し、状況について職員間で共有している。 ・乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に5分間隔でチェックをしている。乳幼児突然死症候群について、適切な対応ができるように発生時の訓練を実施している。 ・保育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。 ・保護者への情報提供として、こどもの発達や病気、感染症、予防等に関する事項を記載した保健だよりを定期的に発刊し、コドモンで配信している。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断を年2回、歯科検診を年1回受診し、その結果を保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、こどもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗い、うがい、歯磨きなど保育の場面に反映させている。3・4歳児は食後のうがい、5歳児は市の歯科衛生士による歯磨き指導を受け、日々食後の歯磨きを行っている。 		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについて、法人のマニュアルや「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が整備されている。アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー調査をし、医師が明記した「生活管理指導書」を提出して、施設長や主任保育士、栄養士、保育士などで綿密な打ち合わせを行ない、代替や除去食で対応するようにしている。 ・日々の給食は、年齢別の普通食献立とアレルギー児個々にアレルゲンチェックをした献立表を基に、普通食及びアレルギー対応の食事を提供している。 ・食事については、栄養士と施設長又は主任保育士、担当保育士などで厳密にチェックを行い、アレルギー専用のトレイや食器に配膳をし、席を離すなどをして誤食の防止に努めている。 ・今年度、食物アレルギーによる除去食や代替食などを提供することもはないが、アレルギー性皮膚疾患や鼻炎などの子どもがいるクラスでは、アレルギーに対する認識や意識が後退しないように、トレイの提供をしている。また、おやつ成分チェックをしたり、子どもの様子を注視し変化が生じた場合は写真を撮り対応をしていくように努めている。 ・アレルギー対応の研修会や学習会を実施し、必要な知識や情報を周知するように努めている。また、現在、エピペン対応児はいないが、取り扱いマニュアルを作成し、取り扱いについて共通理解を深め徹底した対応ができるようにしている。 		
A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら楽しい食体験を積み重ね豊かな人を育てることを願い、食事に関する事項を食育計画に位置づけ、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。 ・さつま芋や胡瓜などの野菜を子どもと一緒に栽培し、収穫体験を通して感触や匂いを感じ取ったりして食材に楽しんで触れる環境を整えている。また、年齢の低い子どもでもできるキャベツの葉のちぎり、おにぎりや飾りつけ、トッピングなど一人でもできるクッキング体験、栄養士と一緒にクッキーやピザ作りなどを取り入れたり、「食育の日」には出汁の味比べや防災食の試食も行い、食育推進活動を積極的に取り組んでいる。 ・給食は自園でつくり、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。 ・保育室や間仕切りを開放して異年齢で食事ができるように食事環境を整え楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。おかわりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを記載した保育園の献立を作成し、それに基づいた食事を提供している。また、年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができるようにしている。おやつは、毎日手作りおやつを提供している。アレルギー対応の除去食の他に、ハラル食の対応も可能としている。 ・保護者に献立表や保育園独自の給食だよりを配布したり、食事内容が分かるように食事のサンプルを展示したりして、栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。また、家庭では食卓に乗りにくい献立や発育期に食べてほしい献立、子どもに人気がある献立などのレシピの提供もしている。食材や食に関する絵本などの展示や献立表とは別に給食だよりを発行したりして、子どもの食事に対して家庭への啓蒙に心がけている。 ・衛生管理や食中毒等の発生時の対応マニュアル「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理が適切に実施されている。 ・調理員がクラスを巡回し、嗜好や食べる量、残食などを把握し、食事内容や調理の工夫に反映させるようにしている。また、職員会議で話し合う機会もある。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園見学や入園説明会、個人面談などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。 ・ 登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板、種々のたより、アンケートなどを通して意向を把握し、保護者と共にこどもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。 ・ 保護者との情報交換の内容は必要に応じて記録し、職員間で共有をしている。また、懇談会の内容は職員会議などで共有して保育の実践に反映させるようにしている。 ・ 保護者の持ち物の負担軽減のため、寝具一式、食事用エプロンや口拭きタオル、スタイを保育園で提供し、洗濯などの管理を行っている。 			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人懇談会、運動会や生活発表会など行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。子育ての相談対応について空き保育室など相談しやすい環境を整え、相談に応じるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じるようにしている。また、必要に応じて子育て支援センターや保健センターなどと連携し、専門的な支援ができるような環境を整えている。 ・ 保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。 			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉓ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルや虐待予防チェックシートを整備している。 ・ 登降園時の視診や日常健康観察、降園時保護者とコミュニケーションをする中で、早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・ 虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談所、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。 			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて保育のまとめを行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っているが、一定の基準に基づいた自己評価の取り組みや分析については、検討の余地がある。 ・ 自己評価や保育のまとめの内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析して課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の運営や保育に反映していくことを期待したい。 			